

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（案）の概要

1 改正の趣旨

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) キャリアコンサルタント関連（規則の一部改正関係）

① キャリアコンサルタント試験の受験資格

キャリアコンサルタント試験の受験資格を有する者について、次のイ～ニのとおり規定する。

イ 次の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた講習の課程を修了した者

- ・ 講習の科目、範囲及び時間数が別表を満たすこと
- ・ 講習に関する計画が講習の適正かつ確実な実施に適切なものであること
- ・ 講習を実施する者が講習に関する計画の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること

ロ 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談に関し 3 年以上の経験を有している者

ハ 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験又は実技試験の合格者

ニ イ～ハに掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働大臣が定める者

② キャリアコンサルタント試験の免除

技能検定キャリアコンサルティング職種の 1 級又は 2 級の学科試験を合格した者については学科試験、技能検定キャリアコンサルティング職種の 1 級又は 2 級の実技試験を合格した者については実技試験を、それぞれ免除する。

③ 登録試験機関に係る規定

キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務を行う登録試験機関に関し、次のイ～ヌのとおり規定する。

イ 登録試験機関の登録の申請をしようとする場合の提出書類は次のものとする。

- ・ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・ 財産目録及び貸借対照表
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 会計の監査の結果を記載した書類
- ・ 申請に関する意思の決定を証する書類

- ・ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ・ 資格試験業務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - ・ 資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類
 - ・ 登録を受けようとする者が欠格条項のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
 - ・ 試験科目について、必要な知識経験を有する試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
 - ・ 試験委員の経歴を記載した書類
 - ・ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書、試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書等資格試験業務の管理に関する文書
 - ・ 資格試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていることを説明した書類
- ロ 登録試験機関が実施する試験科目は、法律に定めるもののほか、キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目及びキャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目とする。
- ハ 資格試験業務の信頼性の確保のために登録試験機関が講じる措置は、法律に定めるもののほか、次のものとする。
- ・ 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること
 - ・ 終了した試験問題及び当該試験の合格基準を公表すること
 - ・ 資格試験業務の実施に関する計画として、資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員及び事務所その他の設備の確保について定められており、かつ、資格試験業務に係る経理が他の業務に係る経理と区分して整理されることとされている計画を定めていること
 - ・ 全国的な規模で継続して毎年1回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること
 - ・ 実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること
- ニ 登録試験機関が届出事項を変更しようとするときは、変更事項、変更年月日及び変更理由について記載した届出書を提出しなければならないこととする。また、登録試験機関が役員又は試験委員を選任又は解任しようとするときは、選任又は解任された者の氏名、選任又は解任年月日、選任又は解任理由等について記載した届出書を提出しなければならないこととする。
- ホ 登録試験機関が試験業務規程の認可及び試験業務規程の変更の認可を受けようとするときに提出しなければならない申請書の様式を定める。
- ヘ 試験業務規程に定める事項は、法律に定めるもののほか、資格試験業務を行う時間及び休日、場所及び試験地、資格試験業務の実施方法、資格試験業務の信頼性を確保するための措置、受験の申込みに関する事項、受験手数料の額及びその収納方法、試験問題の作成及び合否判定の方法、終了した試験問題及び合格基準

の公表、合格証明書の交付及び再交付、試験委員の選任及び解任、秘密保持、不正受験者の処分、帳簿及び書類の管理、財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法その他の事項とする。

ト 登録試験機関が資格試験業務の休廃止の許可を受けようとするときに提出しなければならない申請書の様式を定める。

チ 登録試験機関の財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合の財務諸表等の閲覧、謄写の請求及び電磁的方法により請求する方法について定める。

リ 登録試験機関は、試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別並びに合格年月日について記載した帳簿を備え、資格試験業務の全部を廃止するまでこれを保存しなければならないこととする（注）。また、試験の受験申込書及び添付書類並びに終了した試験の問題及び答案用紙を備え、試験を実施した日から3年間保存しなければならないこととする。

（注）帳簿の保存は、電磁的方法により行うことができる。

ヌ 登録試験機関に対し立入検査をする職員の証明書の様式を定める。

④ キャリアコンサルタントの登録等

キャリアコンサルタントの登録に関し、次のイ～ニのとおり規定する。

イ キャリアコンサルタント名簿に登録する事項は、法律に定めるもののほか、生年月日、性別及び事務所の名称とする。

ロ キャリアコンサルタントの登録を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式を定める。

ハ 申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証及び講習の修了証等を添付しなければならないこととする。

ニ キャリアコンサルタントの登録事項に変更があったときに提出しなければならない届出書の様式を定める。

⑤ 講習

キャリアコンサルタントの更新を受けようとする者は、次のイ及びロの講習を受けなければならないこととする。ただし、キャリアコンサルタント試験に合格した日から5年を経過した日以降にキャリアコンサルタントの登録を受けようとする者についても同様とする。

イ 労働関係法令その他キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習であって厚生労働大臣が指定するものにつき8時間以上。

ロ キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習であって厚生労働大臣が指定するものにつき30時間以上。ただし、1級キャリアコンサルティング技能士であるキャリアコンサルタントからキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けた時間及びキャリアコンサル

ティングの実務に従事した時間については、10 時間以内に限り講習を受けたこととみなす。

技能検定キャリアコンサルティング職種に合格した者については、当該合格から5年以内に限り、上記イ及びロの講習を免除する。また、技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格した者については、上記ロの講習を免除する。

⑥ キャリアコンサルタントの登録の更新

キャリアコンサルタントの登録の更新に関し、次のイ及びロを規定する。

イ キャリアコンサルタントの登録の更新を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式を定める。

ロ 申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証又はキャリアコンサルタント登録証及び講習の修了証等を添付しなければならないこととする。

⑦ キャリアコンサルタント登録証

キャリアコンサルタント登録証に関し、次のイ及びロを規定する。

イ キャリアコンサルタント登録証の様式を定める。

ロ キャリアコンサルタント登録証が損傷又は滅失した場合は、登録証の再交付を受けることができることとする。また、その際に提出しなければならない申請書の様式を定める。

⑧ キャリアコンサルタントの登録の取消し等

厚生労働大臣がキャリアコンサルタントの登録を取り消し、又は名称の使用の停止を命じたときは、理由を付して、その旨を本人に通知しなければならないこととする。また、キャリアコンサルタントの登録を取り消され、又は名称の使用の停止を命じられた者は、遅滞なく登録証を返納しなければならないこととする。

⑨ キャリアコンサルタントの業務廃止等の報告

キャリアコンサルタントが業務を廃止、死亡、もしくは欠格事項のいずれかに該当するに至った場合は、本人、相続人又は法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。

⑩ 指定登録機関に係る規定

キャリアコンサルタントの登録の実施に関する業務を行う指定登録機関に関し、次のイ～トのとおり規定する。

イ 指定登録機関の指定の申請をしようとする場合の提出書類は次のものとする。

- ・ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・ 財産目録及び貸借対照表
- ・ 事業計画書及び収支予算書

- ・ 会計の監査の結果を記載した書類
 - ・ 申請に関する意思の決定を証する書類
 - ・ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ・ 登録事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - ・ 登録事務の実施に関する計画を記載した書類
 - ・ 登録を受けようとする者が欠格条項のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
- ロ 指定登録機関が役員を選任又は解任しようとするときは、選任又は解任された者の氏名、選任又は解任年月日、選任又は解任理由等について記載した届出書を提出しなければならないこととする。
- ハ 指定登録機関が登録事務規程の認可及び登録事務規程の変更の認可を受けようとするときに提出しなければならない申請書の様式を定める。
- ニ 登録事務規程に定める事項は、法律で定めるもののほか、登録事務を行う時間及び休日、場所、登録の実施方法、手数料の収納方法、更新手数料の額、登録証の交付、再交付又は訂正、秘密保持並びに帳簿及び書類並びにキャリアコンサルタント名簿の保存その他の事項とする。
- ホ 指定登録機関が登録事務の休廃止の許可を受けようとするときに提出しなければならない申請書の様式を定める。
- ヘ 指定登録機関は、登録年月日、登録を受け付けた事務所の所在地並びに登録申請をした者の氏名、生年月日、住所及び登録の可否について記載した帳簿を備え、登録の全部を廃止するまでこれを保存しなければならないこととする（注）。
- （注）帳簿の保存は、電磁的方法により行うことができる。
- ト 指定登録機関に対し立入検査をする職員の証明書の様式を定める。

(2) 職業能力検定関連（規則の一部改正）

① 技能検定職種の規定の創設

改正法による改正後の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第44条第1項において、技能検定職種を厚生労働省令で定めることとされたことから、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1及び別表第2に規定する技能検定職種を規則において規定することとする。

② 技能検定基礎1級及び基礎2級の統合

技能検定の等級区分について、基礎1級及び基礎2級を統合することとする。

③ 技能検定実技試験の実施方法の規定

法第44条第4項において、技能検定実技試験の実施方法を技能検定職種ごとに厚生労働省令で定めることとされたことから、規則において技能検定職種ごとに、実技試験の実施方法を類型化して規定することとする。

④ 技能検定の指定試験機関の指定の基準の改正

新たに試験を行おうとする場合における指定試験機関の指定基準に適合する者の類型として、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であって実践的であるものとして職業能力開発局長が定めるものを適切に実施したものを加えることとする。

⑤ 厚生労働大臣による職業能力検定認定の規定

厚生労働大臣による職業能力検定の認定について、次のイ～ニのとおり規定する。

イ 厚生労働大臣は、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体（以下「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定（以下単に「認定」という。）を行うことができることとする。

ロ 認定は、認定を受けようとする職種ごとに行うこととする。

ハ 認定を受けた職業能力検定については、「厚生労働省認定」の表示をすることができることとする。

ニ イ～ハのほか、認定の手続その他の職業能力検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定めることとする。

(3) 経過措置

① キャリアコンサルタント試験の受験資格に関する経過措置

この省令の施行日までに、上記(1)①イの講習と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する講習の課程を修了した者については、この省令の施行後5年以内に限り、上記(1)①イの講習の課程を修了したものとみなす。

② キャリアコンサルタント試験の免除に関する経過措置

この省令の施行日までに、キャリアコンサルタント試験と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する試験の学科試験に合格した者又はこれと同等以上の能力を有する者については、この省令の施行後5年以内に限り、この省令の施行日にキャリアコンサルタント試験の学科試験に合格した者とみなす。同様に、厚生労働大臣が指定する試験の実技試験に合格した者又はこれと同等以上の能力を有する者については、この省令の施行後5年以内に限り、この省令の施行日にキャリアコンサルタント試験の実技試験に合格した者とみなす。

③ この省令の施行日までに、技能検定キャリアコンサルティング職種の1級又は2級に合格している者については、上記(1)⑤の講習の規定について、この省令の施行日にキャリアコンサルタント試験に合格した者とみなす。

(4) その他所要の改正

①～⑥について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備その他所要の改正を行う。

① 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

② 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

③ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正

- ④ 作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）の一部改正
- ⑤ 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 77 号）の一部改正
- ⑥ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）の一部改正

3 根拠条文

法第 30 条の 4 第 3 項及び第 4 項、第 30 条の 5 第 2 項、第 30 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 30 条の 8 第 1 項及び第 2 項（第 2 項に限り、第 30 条の 26 の規定により準用する場合を含む）、第 30 条の 9 第 1 項及び第 2 項（第 30 条の 26 の規定により準用する場合を含む）、第 30 条の 10（第 30 条の 26 の規定により準用する場合を含む）、第 30 条の 11 第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 30 条の 16（第 30 条の 26 の規定により準用する場合を含む）、第 30 条の 17 第 2 項（第 30 条の 26 の規定により準用する場合を含む）、第 30 条の 19 第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 30 条の 20、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 24 第 2 項、第 44 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条第 1 項第 2 号、第 50 条の 2

4 施行期日

改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）（予定）

別表

科目	範囲	講義	演習	合計
キャリアコンサルティングの社会的意義	一 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	3	0	10
	二 キャリアコンサルティングの役割の理解	3	0	
	三 キャリアコンサルタントの活動	4	0	
キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	30
	二 カウンセリングに関する理論	3	0	
	三 自己理解の知識	2	0	
	四 仕事の知識	2	0	
	五 職業能力の開発の知識	3	0	
	六 人事管理及び労務管理の知識	3	0	
	七 労働市場の知識	2	0	
	八 労働関係法令及び社会保障制度の知識	2	0	
	九 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2	0	
	十 メンタルヘルスの知識	4	0	
	十一 ライフステージ及び発達課題の知識	2	0	
	十二 人生の転機の知識	1	0	
	十三 個人の特性の知識	1	0	
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	9	53	70
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	8		
キャリアコンサルタントの倫理と行動	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	2	7	20
	二 環境への働きかけの認識及び実践	2		
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識 2 ネットワークの形成 3 専門機関への紹介 4 キャリアコンサルティングと異なる分野の専門家への照会	3		
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識	3		
	五 キャリアコンサルタントとしての姿勢	3		
その他キャリアコンサルティングに関する科目		10		
合計		140		

(備考)

一 講習の実施方法

- 1 次の表の科目又は範囲ごとに通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うこととする。
- 2 全体の半分以上を通学の方法によって行い、いずれの分野においても当該分野すべてが通信の方法によらないこととする。

二 知識及び技能の修得の確認

講義及び演習は、修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこととする。

三 教材

科目に応じた適切な内容の教材を用いることとする。

四 講師等

- 1 教科の科目に応じ当該科目を効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者とする。
- 2 演習は、講師のほか、講師の補助者を配置する。

五 講習を受ける者の数

講義は三十人以下、演習は二十人以下とする。